

令和4年12月20日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 殿

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による
原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補
の策定に係る申し入れ

自由民主党東日本大震災復興加速化本部長
額賀 福志郎

公明党東日本大震災復興加速化本部長
赤羽 一嘉

我々は、福島における原子力事故災害が、わが国が過去に全く経験したことが無い、きわめて厳しい事態をもたらし、福島的生活基盤や産業社会の根底を揺るがす重大な影響を与えたことを改めて重く受け止め、「東日本大震災復興加速化のための第11次提言」（令和4年9月6日 自由民主党、公明党）において、中間指針の見直しも含めた賠償のあり方についての検討を求める被害者の方々の声をしっかり受け止めて、真摯に対応するよう国に対して求めてきたところである。

その後、政府においては原子力損害賠償紛争審査会において中間指針の見直しの議論が精力的に行われる一方、我々も福島県から緊急要望書を受け取るなど、直接地元の声を聞いてきたところである。

今般、中間指針第五次追補が策定されたが、地元からの切実な要望の声を重く受け止め、国及び東京電力に対し、以下の対応を申し入れる。

1. 中間指針第五次追補を踏まえた迅速な賠償の実施

東京電力は、中間指針第五次追補を踏まえ、具体的な賠償内容を早急に具体化するとともに、迅速かつ着実な賠償を実施すること。

2. 福島県県南地域および宮城県丸森町への対応

東京電力は、既に福島県県南地域および宮城県丸森町の子ども・妊婦に対し自主的避難等対象区域の概ね半額を賠償してきたところである。

今般、中間指針第五次追補において、自主的避難等対象区域の子ども・妊婦以外の者に対して子ども・妊婦の概ね半額が賠償されることが決定されたことを踏まえ、福島県県南地域および宮城県丸森町の子ども・妊婦以外の者に対しても同様の措置を講じること。

3. 国が行うべき対応

国は、上記の2点について東京電力が適切な対応を行うよう指導するとともに、賠償を確実に実施できるよう財源確保のための措置を必要に応じ適切に講じること。